

平成二十四年度監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別冊のとおり公表する。

平成二十五年十二月十九日

広島県監査委員

佐々木

弘

司

同

宮

政

利

同

高橋

義

則

同

佐藤

均